

様式4（行政手続法適用：個票番号3201）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 1月30日作成

処 分 名	文化振興助成金交付決定の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町文化振興助成条例（平成9年3月25日条例第19号）
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>（取消、返還）</p> <p>第6条 教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消し、及び助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 申請内容に虚偽の記載があったとき。</p> <p>(2) 助成金を目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) この条例に違反したとき。</p> <p>厚岸町文化振興条例施行規則（平成9年3月28日教育委員会規則第2号）</p> <p>（取消・返還）</p> <p>第4条 教育委員会は、条例第6条の規定により助成金の交付の取消し、及び全部又は一部を返還させる決定をした場合は、助成交付取消（返還）通知書（別記第4号様式）をもって申請者に通知するものとする。</p>
処 分 基 準	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係
備 考	

様式4（行政手続法適用：個票番号3202）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 1月30日作成

処 分 名	公民館使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町公民館条例（平成13年10月1日条例第39号）
根 拠 条 項	第8条
根 拠 条 文	<p>（使用の制限）</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 公民館の建物、附属設備、備品等（以下「建物等」という。）をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係
備 考	

様式4（行政手続法適用：個票番号3203）

不利益処分に係る処分基準

平成27年 1月30日作成

処 分 名	公民館使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町公民館条例（平成13年10月1日条例第39号）
根 拠 条 項	第9条第1項
根 拠 条 文	<p>（使用の制限）</p> <p>第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第7条第3項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課生涯学習係
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3204)

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月30日作成

処 分 名	利用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸情報館設置条例施行規則(平成8年3月22日規則第2号)
根 拠 条 項	第7条
根 拠 条 文	<p>(利用の制限)</p> <p>第7条 館長は、次の各号の一つに該当するものに対しては、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 館内の秩序を乱し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある者</p> <p>(2) 建物、附属設備、資料または備付物件をき損し、又は滅失するおそれのある者</p> <p>(3) その他情報館の管理、運営上支障があると認められた者</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	生涯学習課 情報館
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3205)

不利益処分に係る処分基準

令和7年12月4日作成

処 分 名	入館の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町海事記念館条例(平成13年厚岸町条例第41号)
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 記念館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町海事記念館条例第6条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p> <p>その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3206）

不利益処分に係る処分基準

令和2年10月15日作成

処 分 名	入館の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町太田屯田開拓記念館条例(平成13年厚岸町条例第42号)
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 記念館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町太田屯田開拓記念館条例第6条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p> <p>その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3207）

不利益処分に係る処分基準

令和2年10月15日作成

処 分 名	入館の制限
根拠法令名	厚岸町郷土館条例(平成13年厚岸町条例第40号)
根拠条項	第6条
根拠条文	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 郷土館の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処分基準の内容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>厚岸町郷土館条例第6条各号のいずれかに該当する者に対して措置命令等を行う。</p> <p>その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員の利益になると認められる場合</p>
所管部署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係
備考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3208）

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月30日作成

処 分 名	文化財指定の解除
根拠法令名	厚岸町文化財保護条例（昭和33年厚岸町条例第7号）
根拠条項	第9条
根拠条文	<p>町指定文化財が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、委員会は、その指定を解除することができる。</p> <p>(1) 滅失したとき。</p> <p>(2) 著しく価値を失ったとき。</p> <p>(3) 国又は道の指定を受けたとき。</p> <p>(4) 町の区域外に移ったとき。</p> <p>(5) その他委員会が必要と認めたとき。</p>
処分基準の内容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>ただし、厚岸町文化財保護条例第9条各号のいずれかに該当する場合に対して指定の解除を行うことができるが、その具体的な処分基準の例示は文化財という性質上困難であり、個々の文化財について文化財専門委員会等の意見を聞いて判断する。</p>
所管部署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係
備考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3209)

不利益処分に係る処分基準

平成27年1月30日作成

処 分 名	文化財損壊等への罰金又は科料
根 拠 法 令 名	厚岸町文化財保護条例 (昭和33年厚岸町条例第7号)
根 拠 条 項	第19条
根 拠 条 文	町指定文化財を損壊し、遺棄し又は隠匿した者並びにその保存に影響を及ぼす行為をしてこれを滅失し、き損し又は衰亡するにいたらしめた者には、10万円以下の罰金又は科料を科する。
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>ただし、厚岸町文化財保護条例第19条に該当する者に対して罰金又は科料を科することができるが、その具体的な処分基準の例示は文化財という性質上困難であり、個々の文化財について文化財専門委員会等の意見を聞いて判断する。</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課海事記念館文化財係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3301）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	スポーツ振興助成の取消返還
根 拠 法 令 名	厚岸町スポーツ振興助成条例（昭和50年厚岸町条例第8号）
根 拠 条 項	第5条
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、申請者が次の各号の一に該当する場合は、助成金交付の決定を取り消し、又は助成金の一部もしくは全部を返還させることができる。</p> <p>(1) 申請内容に虚偽の記載があつたとき</p> <p>(2) 助成金を目的以外に使用したとき</p> <p>(3) この条例又は交付決定の条件に違反したとき</p>
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3302）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	B&G海洋センター使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町B&G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、海洋センターの使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 海洋センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びたもの</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの</p> <p>(4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3303）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	B & G海洋センター使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町B & G海洋センター条例（平成13年厚岸町条例第43号）
根 拠 条 項	第7条第1項
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第5条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びたもの</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの</p> <p>(4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3304）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	学校開放団体登録の取消し
根 拠 法 令 名	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成6教育委員会規則第1号）
根 拠 条 項	第8条第2号
根 拠 条 文	前項（利用許可を受けたグループ・団体の代表者は、常に利用する施設の善良な管理者としての責任と注意をはらわなければならない。）の義務を怠った場合は、第7条の登録を取り消すことがある。
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3305）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	学校開放団体利用の禁止
根 拠 法 令 名	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成6教育委員会規則第1号）
根 拠 条 項	第9条
根 拠 条 文	開放施設利用が、次の各号の一に該当する場合は、教育委員会は、その利用を認めないものとする。 (1) 第1条の目的に反する利用 (2) 政治的、宗教的活動のための利用 (3) 営利を目的とする利用 (4) その他教育委員会が不相当と判断するもの
処 分 基 準 の 内 容	上記根拠条文のとおり 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3306）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	学校開放団体利用の中止命令
根 拠 法 令 名	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成6教育委員会規則第1号）
根 拠 条 項	第10条
根 拠 条 文	教育委員会は、この規則若しくは利用上の注意事項に違反し、又は主事等の指示に従わないときは、利用の中止を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	次のいずれかに該当するとき (1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 開放校の建物その他の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) その他管理上支障があると認められるとき。 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3307）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	地区体育館使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町地区体育館条例（平成10年厚岸町条例第21号）
根 拠 条 項	第4条
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、地区体育館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 地区体育館の建物又は附属設備をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次のいずれかに該当する者の入館を拒絶することができる。</p> <p>(1) 酒気を帯びた者及び危険物の持ち込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのある者</p> <p>(2) その他場内の秩序を乱すおそれのある者</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3308）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	地区体育館使用承認の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町地区体育館条例（平成10年厚岸町条例第21号）
根 拠 条 項	第7条
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。</p> <p>(1) 不正な手段をもって使用の承認を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第3条第2項の規定により付された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次のいずれかに該当する者の入館を拒絶することができる。</p> <p>(1) 酒気を帯びた者及び危険物の持ち込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのある者</p> <p>(2) その他場内の秩序を乱すおそれのある者</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3309）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	勤労者体育センター使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、海洋センターの使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 海洋センターの建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びたもの</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの</p> <p>(4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3310）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	勤労者体育センター使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町勤労者体育センター条例（平成15年厚岸町条例第34号）
根 拠 条 項	第7条第1項
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第5条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びたもの</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの</p> <p>(4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3311）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	宮園公園体育施設入場の制限等
根 拠 法 令 名	厚岸町宮園公園体育施設管理規則（平成16年教育委員会規則7号）
根 拠 条 項	第5条
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を断り、又は退場させることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びた者</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは体育施設、附属設備等に損傷を加え、又はそのおそれのある者</p> <p>(4) その他場内の秩序を乱すおそれのある者</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3312）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	宮園公園パークゴルフ場入場の制限等
根 拠 法 令 名	厚岸町宮園公園パークゴルフ場管理規則（平成16年教育委員会規則11号）
根 拠 条 項	第5条
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を断り、又は退場させることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びた者</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくはパークゴルフ場のコース、附属設備等に損傷を加え、又はそのおそれのある者</p> <p>(4) その他パークゴルフ場内の秩序を乱すおそれのある者</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3313）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	温水プールの退去命令
根 拠 法 令 名	厚岸町温水プール条例施行規則（平成13年教育委員会規則第9号）
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	教育委員会は、次の各号にいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。
処 分 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当するものに措置を講ずる。 1 保護者の同伴しない未就学児 2 酒気を帯びたもの又は疾病患者と認められるもの 3 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損害を加え、又はそのおそれのあるもの 4 その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの
所 管 部 署	生涯学習課温水プール
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3314）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	温水プール使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町温水プール条例（平成13年条例第44号）
根 拠 条 項	第7条第1項
根 拠 条 文	教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。
処 分 基 準 の 内 容	次に掲げるもののいずれかに該当するときに措置を講ずる。 1 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。 2 使用の目的以外に使用したとき。 3 第5条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。 4 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 5 管理運営上支障があるとみとめられるとき。
所 管 部 署	生涯学習課温水プール
備 考	

様式4 (行政手続条例適用：個票番号3315)

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	温水プール使用の制限
根拠法令名	厚岸町温水プール条例(平成13年条例第44号)
根拠条項	第6条
根拠条文	教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、温水プールの使用をせず、又は使用させない。
処分基準の内容	次に掲げるもののいずれかに該当するときに、措置を講ずる。 1 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 2 温水プールの建物、付属設備、備品等をき損するおそれがあると認められるとき。 3 管理運営上支障があると認められるとき。
所管部署	生涯学習課温水プール
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3316）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	多目的屋内スポーツ施設使用の制限
根 拠 法 令 名	厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例（令和4年厚岸町条例第19号）
根 拠 条 項	第6条
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的施設の使用を許可せず、又は使用させない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 多目的施設の建物、附属設備、備品等(以下「建物等」という。)をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びたもの</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの</p> <p>(4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	

様式4（行政手続条例適用：個票番号3317）

不利益処分に係る処分基準

令和5年10月1日作成

処 分 名	多目的屋内スポーツ施設使用許可の取消し等
根 拠 法 令 名	厚岸町多目的屋内スポーツ施設条例（令和4年厚岸町条例第19号）
根 拠 条 項	第7条第1項
根 拠 条 文	<p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止若しくは中止させることができる。</p> <p>(1) 不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用の目的以外に使用したとき。</p> <p>(3) 第5条第2項の規定により付され、又は変更された条件に違反したとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 管理運営上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準 の 内 容	<p>上記根拠条文のとおり</p> <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団員及び同条第6号の暴力団の利益になると認められる場合</p> <p>教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するものの使用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 保護者の同伴しない未就学児</p> <p>(2) 酒気を帯びたもの</p> <p>(3) 危険物の持込み等により他人に迷惑を及ぼし、若しくは館内の設備並びにその他の物件に損傷を加え、又はそのおそれのあるもの</p> <p>(4) その他館内の秩序を乱すおそれのあるもの</p>
所 管 部 署	教育委員会生涯学習課スポーツ係
備 考	